

東近江市民による愛荘町役場への 電話での同和地区問い合わせ 差別事件真相報告学習会

日 時：平成22年2月2日（火）

午後7時より

会 場：東近江市立八日市文化芸術会館

東近江市民による愛荘町役場への電話での同和地区
問い合わせ差別事件真相報告学習会実行委員会

東近江市民による愛荘町役場への電話での同和地区

問い合わせ差別事件真相報告学習会 次第

平成22年2月2日（火）午後7時～

八日市文化芸術会館

1. 開会あいさつ

- ・ 部落解放同盟滋賀県連合会
- ・ 滋賀県県民文化生活部
- ・ 東近江市長

2. 事件の概要と見解

- ・ 東近江市
- ・ 部落解放同盟滋賀県連合会

3. 学習会

- ・ 演題「東近江市民による電話での愛荘町役場への同和地区問い合わせ

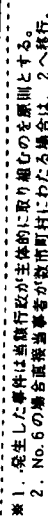
差別事件の問題点と今後の課題」

- ・ 講師：北口末広（近畿大学教授）

4. 閉会あいさつ

- ・ 愛荘町長
- ・ 部落解放同盟滋賀県連合会

①財団法人滋賀県解放民センター(現:財団法人滋賀県人権センター)



東近江市民による電話での愛荘町役場への同和地区問い合わせ
差別事件について

滋 賀 県

はじめに

同和問題は憲法が保障する基本的人権の侵害にかかる深刻かつ重大な社会問題であり、わが国における重要な課題である。

県では、同和問題の解決が真の民主社会を確立するうえでの重要な課題であり、この解決は行政の責務であるとの認識に立ち、特別法失効後においても、関係諸施策の積極的な推進に努めてきたところである。

しかしながら、今回の事件は、東近江市民が愛荘町役場に対して同和地区の問い合わせを行ったもので、この行為は差別行為であり、部落差別意識の助長・拡散や、重大な人権侵害につながるおそれのある行為である。

県では、同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を深めるための県民啓発を積極的に行ってきただけに、こうした差別事件が発生したことは、誠に遺憾である。

1. 事件の概要

- ①発生時期 平成19年（2007年）8月16日 午後7時25分～29分
- ②発生場所 愛荘町役場愛知川庁舎 宿直室
- ③発言者 東近江市民 A氏
- ④関係者 愛荘町役場 宿直者
- ⑤内容 (〇〇、□□・・・地名、△△・・・名字)

- (1) 愛荘町役場に男性から「〇〇は同和地区か」と尋ねる電話があった。
- (2) 宿直者がどちらの方かと尋ねると、男性は「八日市□□町の△△」と答えた。
- (3) 宿直者が下の名前も教えてほしいと言うと、男性は「私も同和地区や、どうかが聞きたいだけ」と答えた。
- (4) 宿直者が「この電話の内容は問題ですが」と再び氏名を尋ねると、男性は「どうかが聞きたいだけ、あかん事はわかつ

てる」と言い、電話を切った。

- (5) 電話着信履歴およびその後の聞き取り調査により、発言者が東近江市在住のA氏であることが判明した。

2. A氏への聞き取り調査の概要

A氏が同和地区問い合わせの電話をした事実確認や問い合わせに至った要因・背景の聞き取りについては、第一回対策会議(H19.9.21)までに東近江市職員が4回実施している。また、第一回対策会議の結果を踏まえて、平成19年10月4日に東近江市・愛荘町職員合同での第5回目の聞き取り調査を実施している。

聞き取り調査の概要は、下記のとおりである。

○なぜこのような電話をしたか。

- ・25年ほど前に八日市公共職業安定所の外で、同和地区の人たち同士が「愛知川の〇〇は地区」「八日市の□□町の△△」「わしも同和」という話をしているのを耳にし、印象に残っていた。
- ・自宅でびわ湖放送の人権問題のスポット放送を見て、25年ほど前のことがふと思い出され、気がかりになり、愛荘町役場に「愛荘町〇〇が同和地区かどうか」を電話で聞いた。
- ・気にかかるのと、どうしても知りたくなる性格・習性であることから聞いてしまったが、同和地区かどうかを知ってどうしようという意図や目的はなかった。

○なぜ人の名前（八日市□□町の△△）を騙ったのか。

- ・役場の人から名前を聞かれ、同和地区どうしなら教えてくれるかと思い、25年前に聞いた名前をつい名乗ってしまった。
- ・役場の人から「この電話の内容は問題ですが」と言われ、「これは聞いたらあかんこと、悪いこと」と思い、電話を切った。

A氏の体調が悪かったため、今回の問い合わせ事件の要因・背景に迫るための取り組みができていなかったが、A氏の体調が回復し、同意が得られたことから、平成21年6月17日に新たな聞き取り調査を実施した。

その結果、A氏が年少時の家庭にはじまり、職場、地域において、同和地区に対する偏見と差別意識を植え付けられ、職場や地域でのたびたびの

研修にもかかわらず、偏見や差別意識を温存、助長してきたことがわかった。

3. 問題点

- ① A氏は、今回の同和地区問い合わせに関して、「差別の意図や意識はなかった」と否定しているが、聞き取り調査の中で、25年ほど前に八日市の職業安定所の外で聞いた話の内容は定かではないが、「人が聞いててもあきれられるようなことを言うてやばったでな。・・・その時のことが焼きついたある。・・・知らん人が聞いたら一般の人を脅しているような感じにとれる」と言っていることや、同和地区の人の名前を騙っていることから、A氏に同和地区に対する偏見や潜在的な差別意識があったと窺える。

新たに行った聞き取り調査において、A氏に差別の意図はなかったとするものの、A氏が年少時の家庭にはじまり、職場、地域において、同和地区に対する偏見と差別意識を植え付けられ、職場や地域でたびたび研修を受けているにもかかわらず、正しい認識と理解を得ることのないまま温存し、日常生活における様々な場面で周囲に起きる差別的な言動に同調する体験を積み重ねることにより、助長してきたことがわかった。

たとえ差別の意図や意識がなかったとしても、今回のように同和地区の人の名前を騙り、正当な理由もなく同和地区かどうかを問い合わせることは差別行為であり、重大な人権侵害を引き起こすおそれのある行為で、決して許されるものではない。

なお、A氏も今回の自己の言動がこのようなことから差別発言となることを認め、反省文を提出している。

- ② A氏は聞き取り調査の中で、地域の人権研修には以前からたびたび参加していると言っている。このように研修に参加し、学習してきたにも関わらず、A氏が同和地区の問い合わせをしたことは、各種の研修・啓発が県民の実践に生かされていないと言わざるを得ない。

ただ、当初、県が制作・放映するテレビスポット放送を見たことを、同和地区を問い合わせた動機としていたが、新たな聞き取り調査の中で、A氏が言う内容の放送は、実際は2年前の内容であることが判明

し、問い合わせの動機については、明確にならなかった。

県民啓発について

県の県民啓発については、通年啓発事業や啓発強調月間における集中した取り組みを通じて、県民の理解と実践を機会あるごとに訴えている。こうした取り組みの結果、同和問題をはじめとする人権問題に対する県民の理解と認識が深まりつつあるものの、こうした差別事件が発生したことは、人権尊重の意識と実践が十分育っていなかったと言わざるを得ず、憂慮すべき問題であると認識している。

企業啓発について

発言者が、企業において同和研修を受講したにもかかわらず、同和問題の解決に向けた企業内同和問題研修の取り組みに対する誤った認識を持ち、差別意識を払拭することができなかったということは、企業内における従業員への啓発が、すべての従業員のこころの中に同和問題についての正しい理解と認識が浸透するまでに至っていなかったと考えられる。

4. 今後の取り組み

県民啓発について

今なお残る予断と偏見による差別意識の解消を図るため、県民が同和問題を正しく理解し、その解決は自らの課題であるとの意識を持って、差別をなくす実践が促されるような啓発活動を一層積極的に推進する。

具体的には、テレビ・ラジオ・新聞・広報誌・インターネット等をはじめ、様々な啓発媒体の活用を図ることや、啓発イベントの開催、啓発冊子・視聴覚教材の作成など、あらゆる機会を通じて差別の不合理性と人権意識を高めることの必要性を訴え、県民の心に浸透する啓発をねばり強く実施していく。マスメディアを活用した啓発事業の実施や啓発資材の制作にあたっては、誤解の生じることのないような明確でわかりやすい表現とするよう、さらに一層努める。

なお、このような啓発活動が地域により密着し、より効果的なものになるように、市町における啓発活動と連携を図りながら、同和問題をはじめとする人権問題に関する県民意識の向上に努める。

企業啓発について

今後とも、企業が同和問題をはじめとする様々な人権問題について、正しい理解と認識を深めるとともに、企業の社会的責任を自覚し、人権を尊重した差別のない明るい職場づくりに向けた実効ある研修が推進されるよう、経営者、人事・労務担当者および窓口担当者等の資質向上や研修リーダーの養成を行うとともに、企業内同和問題研修啓発推進班員の企業訪問を通じて、研修状況の聞き取りを強化し企業内研修と組織体制が一層充実されるよう啓発につとめていく。

東近江市民による電話での愛荘町役場への 同和地区問い合わせ差別事件にかかる見解

東 近 江 市

1. はじめに

あらゆる差別をなくし市民一人ひとりが人権意識を高め、日常生活の中でお互いの存在をかけがえのないものとして認め合える東近江市を築くため、平成19年(2007年)3月に「東近江市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、平成20年(2008年)3月には条例の精神を一日も早く具現化させるために、「人権施策基本計画」の策定を行ない、「人権文化の花咲くまち」実現に向け一層の推進を図っているところです。

こうした中、平成19年(2007年)8月に東近江市民による同和地区問い合わせ事件が発生し、本市としては、当時、この事件に対し、差別事象ではないとの見解を出しました。

しかし、滋賀県や愛荘町は、この件については差別であるとの見解を示され、本市の見解と違いが生じました。また、平成19年(2007年)12月26日の第2回対策会議以降、滋賀県や問い合わせを受けた愛荘町との協議を行なってこなかった事で、本市は長期間にわたって連携をせず取り組みができない状態でした。

この様な状況の中、平成21年(2009年)3月議会で市長は、必要も無いのに同和地区を問い合わせることや、同和地区を騙っていることは差別であるとの思いから「滋賀県、愛荘町と連携をしながら、この問題の早期解決を図る」と答弁しました。

更に、本市が平成18年度(2006年)に実施した「人権問題に関する市民意識調査」によると、約3割の人が「5年以内に同和問題と関連した差別発言を聞いた」と回答され、今なお差別が残っていることが窺えます。このことから、今回の問い合わせは、差別に苦しんでいる人たちの差別解消への願いを思うと、許しがたい差別事件と考え、再度滋賀県や愛荘町、関係機関と、この問題について連携して解決に取り組みました。その中で、これまでに東近江市が取り組んできた内容の再検証を行なった結果や、A氏への再聞き取りの結果、A氏には「同和地区に対する差別が残っている」という認識をもっていることが確認でき、またA氏も、今回の問い合わせを反省していること等から、次のように見解をまとめました。

2. 事件の概要

(1) 日 時 平成19年(2007年)8月16日(木)

午後7時25分～29分

(2) 場所及び対応者 愛荘町役場愛知川庁舎への電話

(宿直) 愛荘町職員

(3) 電話の内容

- ・男性の声で「〇〇(愛荘町内の大字名)は同和地区か」と尋ねる電話があった。
- ・どちらの方かと何度か尋ねると「八日市〇〇町の〇〇(姓)」と答えられた。
- ・下の名前も教えてほしいと言うと「私も同和地区や、どうか聞いてほしい」と答えられた。
- ・「このお電話の内容は問題ですが」と再び氏名を尋ねると「どうか聞いてほしいだけ、あかん事はわかっている」と言い電話を切られた。

(4) 電話の着信履歴による発信人

東近江市〇〇町在住A氏(男性)

3. 同和地区かどうかを問い合わせ、騙った件について

今回の事件について、先の見解では、同和地区かどうかを聞き出し、その情報にもとづいて差別行為を行った、あるいは客観的に見てその情報を差別行為に使うことが明確な場合は差別だといえますが、本事案は、20年～25年前の出来事を思い出し、その疑問をはらそうとして同和地区かどうかを知ろうとしたのであって、そこに差別行為を行う要素を感じ取ることは出来なかったもので差別とは言えないとしました。

また、「名前は」との何度かの問いに、答えに窮して他人の名前を使ってしまったことは、人としてのモラル(道德)の問題として非難されるべきことですが、このことによって特定の人や地域を「蔑視した」とか「差別した」とは言えず、かたりの中に同和地区への差別的なまなざしを感じ取ることはできませんでした。したがって、この件についても差別とは言えないと考えました。

しかし、同和地区を問い合わせる行為については、同和問題を正しく知るための研修や学習のように部落差別を解決するという明確な目的のために行なわれるものもあり、すべてが差別につながるものではありませんが、その場合には、目的や方法の正当性を確認していかなければなりません。今回の場合問い合わせの目的は、本人の聞き取りからも「〇〇が同和地区かどうか気になったため」「悪いことはわかっている」と証言していることから、同和地区

を問い合わせるという目的には正当性ありません。

また、問い合わせた方法として虚偽の氏名と同和地区を騙ったことから方法に正当性ありません。身元調査や戸籍の不法取得にみられるように、問い合わせ行為が巧妙に行なわれてきたことも忘れてはいけないと思います。さらに、同和地区の名称を騙る行為は、今日まで「同和地区は怖い」「集団で押しかけてくる」などの同和地区に対する偏見を悪用して相手を威嚇する時や要求を聞かせる場合に使われ、このことが、「同和地区は怖い」という意識をさらに増大させるという悪循環を招き、同和問題の解決を逆行させることにつながるものであり、決して許されるものではないと考えます。

したがって、目的にも方法にも正当性がなく今回の事件は明らかに差別事件であると考えます。

なお、A氏は、同和地区を問い合わせたことについて、差別であり良くないことと認め、同和地区の人の名前を勝手に使ったことに対しても、同和地区の人に対する差別につながることを認め、「今回このような問題を起こしたことに対して、本当に申し訳なく深く反省をしています。」との反省文を提出している。

4. 今後の取り組み

今日、私たちの周りでは、人権尊重の意識は着実に浸透してきているものの、今回発生した同和地区差別問い合わせ事件の教訓から見ると、家庭・地域・職場などの日常生活のあらゆる場で、同和問題に対する偏見がまだまだ残っています。こうした中、今なお残る予断と偏見による差別意識の解消を図るため、本市は、滋賀県、関係機関・団体と連携して差別をなくす実践が促されるような住民啓発・企業啓発・職員研修会を積極的に推進していきたいと考えています。

具体的には、(1) 報告集会の開催

滋賀県、関係機関・団体と合同でこの事件の真相についての報告集会を開催し、本市の見解を報告する。

(2) 行政の課題

- ①新見解を基本に研修会を開催し、職員に周知徹底する。
- ②同和地区に関する問い合わせへのマニュアルを徹底し、市職員としての対応を周知する。
- ③滋賀県をはじめとして関係機関・団体との信頼関係に基づいて連携を深め、人権行政を推進していく。

(3) 市民啓発

- ①東近江市人権のまちづくり協議会及び人権と福祉推進協議会と連携をしながら、新見解を基本に啓発活動・研修会等の開催をする。
- ②市広報誌、人権啓発冊子などを活用して本事件についての啓発を実施する。

(4) 企業啓発

- ①企業内人権研修についても企業訪問を強化する中で、窓口担当者との連携を図ると共に、八日市企業内人権教育推進協議会、東近江市人権のまちづくり協議会企業事業所部会、東近江地域企業内人権啓発連絡協議会、滋賀同和問題企業連絡会との一層の連携を図り企業内での啓発及び研修会の実施について指導する。
- ②企業研修・啓発の手法、内容について検討する。

本市では、以上の点を基本に、すべての人の人権が尊重される住みよい明るいまちづくりの実現に取り組んでいきたいと考えています。

5. むすび

今回の東近江市民による電話での愛荘町役場への同和地区問い合わせ差別事件によって、滋賀県や愛荘町、並びに関係者の皆様に対しましては多大なるご迷惑をおかけし、また、東近江市民の皆様方におきましても何かとご心配をおかけすることとなり、大変申し訳ありませんでした。

さらに、今回発生しました差別事象については本市の対応により、滋賀県及び関係機関・団体の合意に基づく差別事象の取り組み方針により一体に取り組むべきところ、連携をせず、事件の解決に至るまでに長期間を要したことを深く反省すると共にお詫び申し上げます。

今後は、その反省の上に滋賀県及び関係機関・団体と連携を保ちながら、同和問題をはじめ、さまざまな人権問題の解決に向け、市民全体に啓発・教育を進めていく決意です。

つきましては、関係各位のご理解をいただくと共に、人権施策の推進になお一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

東近江市民による電話での愛荘町役場への同和地区差別問い合わせ事件について

愛 荘 町

はじめに

『同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関する課題であります。この問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である』と同和対策審議会答申で指摘されています。

愛荘町においては、この答申の精神を踏まえ、『部落差別は命にも関わる重大な問題である』と認識し、同和問題の解決を最重要課題として、今日まであらゆる施策の中で取り組みを進めてまいりました。

そして、今日までの部落差別の解消の取り組みを進める中で、同和問題をはじめとしたあらゆる差別の解消に向けた取組みを推進していくため、平成19年に人権が尊重されるまちづくりの実現に向けた「愛荘町人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。

そうした取り組みを進めている中で、平成19年8月16日に、愛荘町への東近江市民による電話での同和地区の問い合わせ行為が発生しました。このことは重大な人権侵害につながるおそれのある行為であり部落差別であります。

愛荘町におきましては、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題について、職員はもとより、町民に対し啓発・教育を積極的に実施してきましたが、今だに同和地区に対する誤った理解や、部落差別に対する根強い意識が持たれていることを改めて認識すると同時に、このような事件が起こったことは、非常に残念なことであります。

1. 事件の概要

①発生状況

発生日時 平成19年8月16日(木) 午後7時25分～29分の約4分間
発生場所 愛荘町役場愛知川庁舎 宿直室
TEL発信者 電話の着信履歴により 東近江市〇〇町 A氏
TEL対応者 愛荘町役場 宿直者

②電話の内容・経過

- (1) 男性の声で「〇〇（地名）は同和地区か」と尋ねる電話があった。
- (2) どちらの方かと尋ねると「八日市〇〇町の〇〇（氏のみ）」と答えた。
- (3) 下の名前も教えてほしいという「私も同和地区や、どうか聞いてほしい」と答えた。

- (4)「このお電話の内容は問題ですが」と再び氏名を尋ねると「どうか聞いてほしいだけ、あかん事はわかっている」と言い、電話を切った。
- (5)着信履歴により、固定電話であり、電話帳に記載されていることを確認する。(人権に関わる重大な問題と考えたため)
- (6)電話を受けた宿直者は、「電話内容は人権に関わる問題である」と判断して、人権政策課職員に報告した。

宿直者 ⇒ 担当課長・主監 ⇒ 総務主監・本部長

2. 調査の概要

本差別問い合わせ事件について、愛荘町の宿直者は、事の重大性を判断して、即日、人権政策課に連絡し、翌日17日(金)に庁内会議を行い、部落解放同盟愛知郡協議会(以下「愛知郡協」という。)に報告するとともに、着信履歴により問合せ者が東近江市民と確信したため、同日・東近江市役所人権政策課に連絡をしました。

8月19日(日)、『NPO法人えち福祉ひとづくり実行委員会』主催のホームヘルパー2級養成講習会の会場で、愛知郡協および部落解放同盟滋賀県連合会(以下「県連」という。)に口頭で報告し、速やかに文書で県連を含めた関係機関に報告することの指導を受けました。

行政・教育・運動団体・(財)滋賀県解放県民センターで取りまとめた「差別事件の取組みについて」のマニュアルでは、事象・事件が起こった場合は、速やかに関係機関に連絡して、第1回対策会議を開催することとなっていますが、関係機関に速報したものの文書報告が8月30日と遅くなりました。

しかし、このような事象・事件が2市町にまたがるケースも近年には無く、本町の認識不足により関係団体と情報を共有し、同一步調で進めることが出来ませんでした。マニュアルの存在が風化していたことで、皆様に大変ご迷惑をおかけいたしましたことに対し、深くお詫び申し上げます。

また、第1回対策会議(平成19年9月21日愛荘町で開催)が開催されるまで、東近江市が単独で、8月17日に事実確認をした後、同月の22・23・28日と3回の聞取りを実施されました。

このことは、マニュアルに基づく事象の対応について、意思統一が出来なかった為であり、反省すべき課題と認識しております。

第1回対策会議で、本事件の名称は『愛荘町役場への東近江市民による電話での同和地区差別問い合わせ事件』と決まりました。また、改めて東近江市・愛荘町合同で聞き取り調査を実施することが確認され、10月4日に東近江市と愛荘町合同による聞取りを行いました。

第2回対策会議が(平成19年12月26日)東近江市愛東支所で開催されました。

東近江市から合同での聞取りの報告がされ、その中で対策会議の出席者からの指摘があり、東近江市よりA氏の反省文が提示されました。この反省文は、東近江市が単独で聞取りを実施した時に、A氏が自筆で書いたものであります。そして、学

習会の開催についても対策会議の中で確認されました。

この事件について、2回の対策会議やA氏の自宅での聞き取り調査におきまして、事件の要因・背景を確認・整理するために取り組んでまいりました。

その結果、A氏が東近江市民であり、なぜこのような電話をしたのか、また、なぜ住所や名前を偽ったのか、重要な部分について、10月4日における合同聞き取りにおいても返答が乏しく(質問に対して「もう忘れた」「よう解からん」)、また、テレビ放映を見て25年前のことを思い出し、電話をした経緯など詳細な質問には、本人が体調不良を訴える中で十分な聞き取りができず、問い合わせの要因・背景を十分確認することができませんでした。したがって、聞き取りを中断せざるを得なかったことにつきましては、非常に残念であります。

その後、A氏の体調が回復し、東近江市からの再聞き取りの訪問についてA氏の同意が得られたことから、平成21年6月17日(水)に再聞き取りを実施しました。

3. 問題点

今回の同和地区の問い合わせに関して、A氏は、「同和地区を知ってどうしようという意図や目的はなかった」と言っているが、25年ほど前に八日市職業安定所の外で、人が「〇〇(地名)は同和地区」、「八日市の〇〇(地名)の〇〇(氏のみ)」という会話を耳にした時の事が強く印象に残っていることや、「人が聞いてもあきれのようなことを言うてやはったでな」、「その時のことが焼きついた」、「知らん人が聞いたら一般の人を脅かしているような感じにとれる」と言っている事から、同和地区に対する偏見や潜在的な差別意識があったと考えられます。

また、再聞き取りの結果、電話で愛荘町役場へ問い合わせたことについてA氏は、「差別をする意図はなかった」と述べているが、子どもの頃、家庭内において親から教えられたことがはじまりで、地域社会において自らの体験から、同和地区に対する偏見や差別意識を持ったこと、また、社会人になり、職場や地域で同和問題の研修に参加してきたにもかかわらず、学習内容とは正反対の認識をし、正しく理解することができず、心の底に同和地区に対する悪いイメージや偏見など、自己の中で差別意識を温存し・助長してきたことが明らかとなりました。

A氏は、当初より「あかんことはわかっている」と発言しており、東近江市の聞き取り・啓発に対し、自分の行なった行為は人として間違った行為であり、差別発言であることを認識されたうえで反省文を提出しています。

今回のような同和地区を問い合わせる行為や、同和地区の人の名前を騙ることによって多くの人が傷つくことは差別行為であり、重大な人権侵害につながる行為であります。

このことは、県・市町など各種の人権啓発・研修が地域住民の実践にいかされていないと考えられます。

4. 今後の取り組み・啓発について

愛荘町では今回の事件の真相を町民全般に知らせ、改めて人権の尊さ・命の大切さを正しく認識・理解いただくため、平成20年3月25日(火)ハーティセンター

秦荘大ホールにおいて町内企業・事業所・地域・学校・町職員を対象に真相報告集会を実施しました。

この報告集会には、県職員・犬上郡内の学校関係・町職員等多くの方々が自主参加され、この問題に対する正しい認識と理解・見解を学習・啓発させていただきました。

同和対策審議会答申が1965年（昭和40年）に出され40数年が経過する中で、企業・行政・関係機関が積極的に人権啓発・人権教育を行い、一定の成果が見受けられました。

しかし近年、国家資格を持った行政書士など「8士」がかかわる戸籍・住民票不法入手事件や、新たな「電子版、部落地名総鑑」の発見、さらには、インターネットを利用した様々な問題・事件が報告され、個人のプライバシー・人権の侵害など野放し状態にあり、犯罪に悪用されるケースが後を絶ちません。

こうした中、愛荘町では今も残る同和地区住民に対する間違ったイメージと偏見による差別意識の解消を図るため、町民一人ひとりが同和・人権問題を正しく理解し、自らの課題であるとの認識をもっていただけるよう、住民・企業等に対し啓発を行なうとともに、「差別を見抜く力」をつける職員研修を推進していきます。

① 町民等への啓発について

- 1) 町広報誌などにより、あらゆる機会をとおして啓発を継続します。
- 2) 平成9年度より町人推協が実施する「同和・人権問題啓発演劇」や人権擁護部会による「街頭啓発」を活用して、企業・住民・町職員（教育関係者含む）、あらゆる個人・団体に啓発活動を継続します。

② 企業・事業所啓発について

- 1) 毎年7月の「企業内同和问题啓発強調月間」と2月から3月初旬に、7月に実施した訪問企業・事業所に対して、公正な採用選考や研修計画の取り組み状況などについて、企業内同和问题研修啓発推進班員として職員が町内の企業・事業所への訪問活動を実施していますが、これに関わる町職員の研修を実施します。
- 2) 訪問企業・事業所の窓口担当者およびオーナーに対して、自社における同和・人権問題やセクハラ・パワハラなど社員研修についての計画・立案について、指導者研修を今後も実施します。

③ 職員研修について

- 1) 全職員を対象にグループ研修など計画的に実施していきます。
- 2) 町および町人推協が実施する町民対象の人権研修については、職員研修の一環と位置づけ、研鑽を深めます。
- 3) 滋賀県全般にわたる人権研修等は、積極的な参加を促し、研修を深めます。
- 4) 同和问题・人権問題など全国研修・研究大会等については、町人推協・愛知郡実行委員会など、企業・機関・団体・行政職員などが参加し、研修を深めています。

愛荘町では、平成9年に発足した演劇集団「あいかわ会」は平成18年の合併後も同和問題・人権問題について、住民の方々の積極的な参加を得ながら「人情劇による心の変革」を求め、愛荘町独自の啓発活動を年1回公演実施してまいりました。

今後においても、「差別のない、明るく、住みよいまちづくり」を推進していくため、滋賀県・関係機関にご指導いただき、連携の中で、住民・企業・行政などが一丸となって、同和問題・人権問題の解決に取り組んでまいりたいと考えています。

5. おわりに

今回の、『愛荘町役場への東近江市民による電話での同和地区差別問い合わせ事件』については、【明確に部落差別事件である】として、愛荘町議会は、「同和地区を問い合わせる行為は、差別撤廃に逆行するものであり誠に遺憾であります」として、平成20(2008)年9月30日に『同和地区問い合わせ差別事件』の真の解決に向けての決議がされました。

愛荘町では、この事件をもとに2008年3月25日の真相報告集会を契機として、2008年第42回部落解放全国研究集会において報告、その後与えられたあらゆる機会・場所においてこの事件の早期解決を願い情報発信をしてまいりました。

しかし、今日までの聞き取りが不十分であることから、要因・背景・問題点など調査・検証が困難であるため、再聞き取りを行なった結果、幼少期から今日にいたる社会生活において、本人から多くの経験や体験を聴き取ることができ、同和地区に対する「マイナスイメージ」や「同和地区は怖い」という偏見を持っていることが明らかになりました。

このことから、東近江市行政が今回の事件に関して、『部落差別であり、人権侵害である』と見解を改められました。

今後、滋賀県・東近江市・愛荘町・関係機関など連携のもとで、この事件の差別性を明らかにし、早期解決を図っていく所存であります。

個人はもとよりそれぞれの立場（地域・職場等）において、なお一層同和問題・人権問題の解決に向けた研修・学習会などの取組みを進めてまいります。

今後におきましても、関係各位のご協力をいただき、愛荘町の人権政策推進になお一層のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

「同和地区問い合わせ」差別事件の真の解決に向けての決議

同和問題は、わが国における重大な社会問題であり、国民的課題であります。この問題・課題の解決を図るため、1965年に同和対策審議会答申が出され、今日まで様々な同和対策事業により一定の成果を納めてきました。

愛荘町においても答申の精神を踏まえ、部落差別は命に関わる重大な問題であると認識し、同和問題の解決を最重要課題として積極的に取り組んできたところであります。

そして、同和問題をはじめとする、あらゆる差別の解消に向けた取り組みを推進していくため、2007年に人権が尊重されるまちづくりの実現に向けた「愛荘町人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。

しかし残念なことに昨年の8月16日に愛荘町役場へ電話で同和地区を問い合わせる事件が発生しました。今日まで取り組みを進めてきた中で、今回の同和地区を問い合わせる行為は、差別撤廃に逆行するものであり誠に遺憾であります。

この差別事件の取り組みにおいて愛荘町・県行政など関係機関・団体は今回の「同和地区問い合わせ」は明確に部落差別事件であると表明しました。

しかし、「同和地区問い合わせ」を行った市民が住んでいる東近江市行政は「本人に差別する意図がない」から部落差別事件ではない。また、他人の名前を名乗り、同和地区を騙ったことは「個人のモラルの問題」である。という見解を表明しました。

「本人に差別する意図がないから差別ではない」ということがまかり通るようなことがあれば興信所が身元調査することも、不動産業者が同和地区かどうかを問い合わせることもすべて差別事件ではなくなってしまう。また、同和地区を騙って不当な要求をすることは「エセ同和行為」であり「悪質な差別事件」であります。このような行為を「個人のモラルの問題」として考えることは、長年にわたって取り組まれてきた部落問題の解決に向けた様々な教育、啓発の取り組みを否定することになります。

愛荘町は、同事件の提起者でもあり、差別性を明らかにすると共に、真相解明に向けた取り組みを強化していかなければならない。

以上、決議する。

平成20年9月30日

滋賀県愛知郡愛荘町議会

東近江市民による同和地区問い合わせ差別事件見解

部落解放同盟滋賀県連合会

【事件の概要】

2007年8月16日午後7時25分、愛荘町役場愛知川庁舎宿直室に男性の声で『○○〔地名〕は同和地区か』と尋ねる電話がありました。

対応した職員はどちらの方ですかと尋ねると男性は『八日市市○○町の○○〔人名〕』と答えました。さらに名前も教えてほしいという『私も同和地区や。同和地区かどうか聞きただけや』と返答がありました。

職員が『電話の内容は問題である』と言うと共に再度名前を尋ねると『同和地区かどうか聞きただけ、あかんことはわかっている』といって、一方的に電話を切りました。

電話で対応した愛荘町職員は重要な問題と判断し電話でのやり取りの経過を町人権政策課に報告しました。

報告を受けた愛荘町人権政策課は着信履歴に残っていた電話番号が固定電話であったため電話帳で調べた結果、差別問い合わせを行った男性は東近江市内に在住していることが判明し、電話でいった『八日市市○○町の○○』という住所も名前もウソであり『私も同和地区や』と同和地区住民であると言っていたこともウソであることが判明しました。

【事件発生後の取り組み】

〔1〕第1回対策会議〔2007年9月27日〕

滋賀県・東近江市・愛荘町行政をはじめ㈸滋賀県人権センター・部落解放同盟が出席して第1回対策会議を開催しました。

この対策会議において東近江市が事前の協議もしないで単独で4回にわたって問い合わせ電話をかけた男性に聞き取り調査を行っていたことが判明しました。そこで、改めて、この事件に取り組む方針として①県・県教育委員会・大津法務局・㈸解放県民センター〔現㈸滋賀県人権センター〕・部落解放同盟滋賀県連の5者で合意している滋賀県における差別事件に対する取組方針に基づいて今後は取り組んでいくこと。②本事件の名称を『愛荘町役場への東近江市民による電話での同和地区差別問い合わせ事件』とすること。③東近江市・愛荘町行政であらためて問い合わせを行った男性に対する聞き取り調査を実施すること。以上の3点を確認しました。

〔2〕第2回対策会議〔2007年12月26日〕

東近江市・愛荘町行政による聞き取り調査を踏まえて第2回対策会議を開催しました。

〔聞き取り調査の結果〕①問い合わせ電話をしたきっかけは『テレビで県が提供していた人権問題のスポット放送を見て』。25年前の八日市公共職業安定所の外で『○○(地名)は同和地区か』『八日市の○○(地名)の○○〔苗字のみ〕』という会話を耳にした時のことを思い出し確かめたかった。

②またそのときの会話の内容は『人が聞いても呆れるような事』『知らん人が聞いたら一般の人を脅しているような感じにとれる』ことが強く印象に残っていた。

③しかし、テレビのスポット放送をいつ見たのか、八日市職安での会話の内容についてさらに詳しく聞くと『もう忘れた』『よう分からん』というあいまいな返答に終始した。

また、この対策会議でこの時点では聞き取り調査も極めて不十分な状態であり再度の聞き取り調査が必要であるとの論議を行っているときに東近江市が独断でこの男性から反省文を取っていることが判明しました。そして、東近江市は『本人に差別する意図がないとして今回の問い合わせは差別事件ではない』と主張しました。このことは東近江市がこの事件の真相を解明することなく早く終結させようという意図の反映でもあります。

その結果、第2回対策会議では次の具体的な取り組みについては決定することが出来ず県・東近江市・愛荘町行政が今回の問い合わせ事件についての見解のまとめを提出してそれをもとに学習会を開催することを決定しました。

〔3〕東近江市が『同和地区問い合わせは差別でない』との学習会を職員・市民対象に実施

東近江市行政は第2回対策会議の確認を無視して『電話での問い合わせは本人に差別する意図がないから差別事件ではない』という内容の学習会を市職員や市民を対象に実施していることが判明しました。

〔4〕真相報告集会の開催〔2008年3月25日〕

このような東近江市行政による『差別する意図がないから同和地区問い合わせは差別事件ではない』という一方的な内容の学習会が東近江市内で行われていることに対して県・愛荘町・備前賀県人権センター・部落解放同盟の4者で実行委員会を組織してこの事件の真相報告集会を開催しました。この集会には住民・企業・行政など各界各層から700人が参加しました。

集会では県・愛荘町行政・部落解放同盟からこの同和地区問い合わせ差別事件に対する見解を明らかにするとともに近畿大学の北口末広教授が『差別問い合わせを考える』と題して講演し『東近江市は私の著書〔人権の時代をひらくー創造へのヒントー〕を引用して同和地区問い合わせを差別ではないと断定しているが間違いである。同和地区問い合わせは、同和問題の積極的な解決に必要なとき以外は差別である』ことを詳しく説明しました。

【なぜ同和地区問い合わせが差別なのか】

先に真相報告学習会で明らかになったように『同和地区を問い合わせる』ことが差別かどうか考える基準として①問い合わせる目的が正しいかどうか。②問い合わせる方法が正しいかどうか。この『目的』と『方法』を検証することが必要です。

今回の問い合わせの目的は『そこが同和地区かどうか気になったから』という理由を言っています。『なぜ気になったのか。』『調べてどうしようとしたのか』など更に詳しい理由を明らかにすることは出来ませんでした。しかし、今回の問い合わせの目的が部落問題の解決につながる正当な目的がなかったことを表しています。次に問い合わせの方法ですが『自分も同和地区の人間』『八日市の〇〇〔地名〕の〇〇〔人名〕』と同和地区や同和地区の人の名前を騙っています。このことから問い合わせ方法としても正当性はありません。

このように、今回の同和地区問い合わせは、その目的も方法においてもなんらの正当性が見られず差別行為そのものと言わざるを得ません。

【東近江市行政の見解書の問題点】

東近江市行政は、今回の同和地区問い合わせ差別事件を差別事件ではないと見解の中で述べています。また、この見解書には部落解放同盟中央本部の差別糾弾闘争基本方針や北口末広・近畿大学教授の著書『人権の時代をひらくー創造へのヒント』から引用して差別でない結論づけていることも明らかになりました。

そこで、この東近江市行政の見解に対する問題点を明らかにしておきます。

【1】現実の差別の実態を過少評価していること。

東近江市の見解は、今日の厳しい差別の現実を直視せず、差別に苦しんでいる人々の想いに近づこうとしない姿勢が現われています。

インターネット上では、県内はもとより全国の被差別部落の地名が実名や当て字などを使って流され続けています。最近では『下町ぶらり旅』『駅前ぶらり旅』などのサイトで県内の被差別部落の公営住宅や改良住宅を写真にとって流すという事件も発生しています。

行政書士による戸籍等の不正取得と興信所・調査会社への横流し事件も後を絶ちません。さらに、不動産業者による同和地区問い合わせ差別事件も大津市内の不動産業者に続いて大阪に本社のある大手不動産会社が草津市役所へ同和地区かどうか教えてほしいという問い合わせ差別事件が昨年発生しています。

このように、私たちの生活の中で今も発生している部落差別の厳しい現実と差別に苦しんでいる人々の想いや願いを理解しようとしません。

【2】差別の基準は時代とともに変化すること。

東近江市の見解では中央本部の差別糾弾闘争基本方針から『何を差別ととらえるかについての判断は、社会や時代とともに変化してきており、時代の社会的水準を踏まえつつ客観的に判断される必要があります』と引用していますが今日の人権に関する『時代の社会水準』を東近江市行政が認識していないことが問題です。

就職差別という具体的な事例で説明すれば①本籍地や出生地などを調べてそれをもとに不採用にした場合差別である。②本籍地や出生地などを調べたり記入させたりすることは差別である。〔統一応募用紙の制定。JIS規格履歴書からの本籍欄の削除など〕。③職業安定法の改正により『法第5条の4』と『大臣指針』によって本籍地や出生地などの個人情報収集することは法違反〔刑事罰の対象となる犯罪行為〕であり統一応募用紙も法的に認知された。このように、①から③へと変化し今日では法律違反〔犯罪行為〕ということまで到達しています。このことは自然に変化したのではなく多くの行政・教育関係者・運動の多大な取り組みによって作り出された就職差別撤廃の大きな流れによるものです。まさに就職差別の概念は時代とともに変化しているのです。

東近江市行政は改めて今日の時代における人権水準を学ぶ必要があると考えます。

【3】本人に差別する意思がなければ差別ではないということ。

見解書ではまた中央本部の差別糾弾闘争基本方針から『事象の具体的内容がどのようなものかというだけでなく、誰が誰に対して、何を、どのような目的で、どのような方法によって具体的な事象を発生させたかによって差別と認識する場合とそうでない場合がある』と引用して『そこに差別行為を行う要素を感じ取ることができなかったので差別とは言えない』つまり『本人に差別する意図がなかった』から差別でないと規定しています。

しかし、先にも述べたように電話での問い合わせの時に『悪いことはわかっている』という発言や反省文に『同和地区を問い合わせるといふ悪いことをした』と書いていることや同和地区出身でもないにもかかわらず同和地区を騙って問い合わせを行ったことから『差別する意図がなかった』と断定する事はできません。逆に『差別する意図がないならばなぜ同和地区を騙ったのか』『悪いこととはどういうことなのか』などこの男性に対する聞き取りの不十分性が明らかになっています。

百歩譲って『差別する意図がなかった』と仮定しても差別事件ではないと判断することは長年にわたる部落解放運動や同和行政の取り組みの歴史や教訓から何も学んでいないことを物語っています。

戦後の同和行政のモデルとなった京都市のオールロマンス差別事件は当時の京都市長をはじめとした京都市行政を差別行政と位置付けました。それは、京都市行政が差別する意図のあるなしに関係なく被差別部落の劣悪な状況を見ようとししないで放置した市民の差別意識を再生産させていたからです。

また、過去に『〇〇は特殊部落のようだ』『土農工商〇〇』という差別発言を政治家・官僚・芸能人など多くの人々が行いました。その時、『私は部落差別をする意図はまったくありません』『閉鎖的で劣悪な状況を分かりやすく説明するために使用した』などと弁明しました。

しかし、よく考えれば『閉鎖的で劣悪な状況』をくどくどと説明するよりも『特殊部落』『土農工商〇〇』という端的な言葉で表現することで多くの人々がそのような状況を理解できると言うことは社会意識としての部落差別意識が空気を吸うように存在していることの証明です。ですからこのような発言をした本人に部落差別をするという明確な意思がなかったとしても結果として社会意識として存在する部落差別意識を再生産する差別発言なのです。

先に述べたインターネット上の差別書き込みや差別落書きでは犯人を特定することは非常に困難なのが現状です。犯人を特定できない以上、どのような意図で地名や写真を流したかも判断できません。東近江市の見解に従えばこのようなインターネット上の行為や差別落書きも単に地名や写真という客観的事実を流しただけであり差別ではないことになります。

また、土地問い合わせ差別事件を起こした不動産業者も宅地建物取引業法に基づいて同和地区かどうかを調べるだけで差別する意思は無いと言っています。同様に戸籍謄本等を不正入手し興信所に横流しした行政書士たちも差別するつもりはなかったと言っています。

身元調査を行った興信所や調査会社も差別するつもりはない本籍地や出生地を調べただけで判断するのは調査を依頼した依頼主の問題であると言います。東近江市行政の見解によれば、戸籍を横流しした行政書士や身元調査を行った興信所・探偵者などの行為はすべて差別事件ではなくなってしまうことになります。

今日、国土交通省は通達で同和地区であるかどうかを調べたり、教えることは重大な人権侵害であること。法務省は戸籍の不正入手を刑事罰の対象とし依頼した興信所等も共犯容疑として刑事罰の対象になりうることなどを盛り込んだ戸籍法の改正を行いました。

このように本人の意思とは別に行った行為そのものが社会意識として存在する部落差別意識を再生産することにつながり差別事件であります。

【４】差別の問題を個人のモラル(道徳)の問題として捉えることの間違い

東近江市行政の見解書では『同和地区を騙った事は人としてのモラル(道徳)の問題として非難されるべきこと』『このことによって特定の人や地域を蔑視したとか差別したとは言えず、騙りの中に同和地区への差別的なまなざしは感じ取ることは出来ませんでした。したがってこの件に関しても差別とは言えないと考えます』と述べています。

しかし、①同和地区や同和地区住民を騙って不当な要求〔同和地区を問い合わせること〕をすることはエセ同和行為である。エセ同和行為は同和問題の解決に逆行する犯罪行為であり差別行為でもあります。②同和地区や同和地区住民を騙って行われた行為に部落問題の解決に向けた行為はひとつもない。自分の利益のためや自分が不利になったときに『同和』を騙る行為が行われてきました。例えば、交通事故やけんかの時など自分を有利にするために『自分は〇〇の同和地区や』というように同和地区を騙るという事件は県内でも数多く発生しています。③同時にこのような行為は『同和地区ならなにをするか分からん』『集団で押しかけてくる』『怖い』という同和地区に対する差別意識を利用した行為であり全国の同和地区住民に対する差別でもあります。④『差別の問題』を『個人の問題』や『モラル〔道徳〕の問題』とすることは『同和問題は重大な社会問題』でありその解決は『国の責務であり国民的課題でもある』という同和対策審議会答申の精神を否定すると共に差別の問題を『心がけの問題』として位置づけていることです。このことは差別の問題を個人の意識の問題だけに矮小化して差別が生み出される背景や原因など差別事件の真の原因を追究する取り組みを放棄することにつながります。

差別の問題は単に差別意識だけでなく差別によって様々な劣悪な実態(住環境・教育・就労・健康など)を生み出します。また、そのような差別を生み出す社会の仕組み(法律・制度など)が存在しています。

このことから差別の撤廃に向けた取り組みは人権意識を高める教育・啓発の取り組み、劣悪な実態を改善するための様々な分野での取り組み、社会の仕組みを変えるための『法律』などの整備など多方面にわたる総合的な取り組みが求められ今日まで行われてきました。

このことから、差別の問題を『個人のモラル』の問題として捉えることは差別の問題

の真の解決につながらないと共に行政責任の放棄でもあります。

【５】個人の置かれている社会状況で差別でないと判断すること。

東近江市行政は問い合わせをおこなった男性が病気であるから。生活保護受給者で母親も特別養護老人ホームへ入所しており一人暮らしだから正常な判断ができずにこのような問い合わせを行ったということを対策会議で主張しました。

このことは、病気の人は判断能力がないから差別事件をおこしてしまうという決め付けをしてしまっていることです。このような決め付けは、差別事件が生み出されてきた社会的背景や差別を生み出す社会システムを分析する取り組みや差別撤廃に向けた取り組みをも放棄することになります。その結果、本人に対する事実確認そのものも非常に不十分なままの状態で見解を取りまとめることになっています。

このような姿勢こそ『本人がかわいそうだから』『本人が謝ったから』として差別事件の終結だけを目的化した『事件解決主義』そのものと言わなければなりません。

【差別事件の背景にある差別を生み出す社会システムの改革を】

今回の差別事件については発言者本人からの聞き取りが不十分な部分もありますが20～25年前の八日市公共職業安定所の自転車置き場での3～4人の会話を聞く中で『部落は怖い』という差別意識を持ったこと。過去に行政などが行った地区別懇談会などに参加したが『部落は怖い』という思いは今回の差別問い合わせ事件まで根強く存在していたことが本人の聞き取り調査の中で明らかになりました。このことから従来から実施してきた住民研修をはじめとした人権教育・研修の効果測定やあり方についても検証していかなければなりません。

同時に今回の事件の特徴は、問い合わせ電話をかけた男性が病気で生活保護受給中、また母親は特別養護老人ホームに入所しており男性が一人暮らしをしているという状況です。

社会から阻害され社会的孤立の状況に置かれていたのではないかと考えられます。また、差別問い合わせをおこなった時がお盆であり地域では兄弟親戚が里帰りしてにぎやかな雰囲気包まれている時期でもあります。発言者自身にとってみればより一層孤独感・疎外感が身にしみる時期でもあったことが想像できます。

このような社会からの孤独感・疎外感や社会的不満のはけ口としてインターネットでの差別書き込みや差別落書き、差別投書・はがき、差別電話事件が発生しています。

このように本来ならば現状を改革する方向に向かわなければならないにもかかわらずより弱い立場の人々や差別撤廃に向けて取り組んでいる団体に対して非難し対立する構造を生み出している現状があります。

私たちはこのような現実を分析し孤立や疎外を生み出す社会システムを改革することが求められています。そのために行政は、企業は、宗教者は、労働組合は、市民は、そして部落解放同盟はなにをすべきかを考えると共に協働した取り組みを進めていくことが今回の同和地区問い合わせ差別事件の真の解決であると考えています。

【東近江市行政のその後の動向】

東近江市行政は『本人に差別する意図がないから差別ではない』とする見解を表明して以降、県・愛荘町・県人権センター・部落解放同盟などで開催する同和地区問い合わせ差別事件の対策会議に出席していません。逆に東近江市内の住民などを対象に『人権学習会』と称して岐阜市人権擁護委員の藤田敬一氏を講師に招いて今回の同和地区問い合わせは差別ではないという東近江市の見解をひろめています。また昨年6月の定例市議会では『県・愛荘町・部落解放同盟と見解が異なったことは残念』『現段階で問い合わせした方により具体的な不利益を生じているわけでもないことから関係行政機関などとの協議は考えていません』と市長・市民人権部理事が答弁し県・愛荘町などとの協議の場に着こうともしていません。

更に12月7日に県・法務局・人権擁護委員連合会など県内の各種団体によって開催された『部落解放をめざす県民の集い』に東近江市行政は市内の『県民の集い』参加者を独自に招集して寺園淳史（元京都民報社記者（共産党地方紙）、『同和利権の真相』シリーズ著者）を講師に招いて研修会を実施したことが判明しました。今回の『県民の集い』では愛荘町が『問い合わせ差別事件』について特別報告をすることになっていました。このことから、東近江市民に、愛荘町の特別報告を聞かせない目的で独自集会を開催したものと考えられます。県民の集いは立場や考え方の違いを超えて部落問題をはじめあらゆる人権問題の解決を目指して長年にわたって開催されてきました。今回のような県民の集いの開催日に独自集会を開催するという事を行った行政は過去において一度もありませんでした。このことから東近江市行政の姿勢が部落問題の解決にいかに関与しているかが伺えます。

【インターネット上で隣保館の所在地を表示】

今回の同和地区差別問い合わせ事件に対する東近江市行政の『差別する意図がないから差別ではない』という見解が公表されて以降、この見解をもとに県、愛荘町行政に対して県内の同和地区や愛荘町内の同和地区を教えよという情報公開請求がだされました。県・愛荘町が公開を拒否すると愛荘町の隣保館設置条例をだして具体的地区名をインターネット上で公開するという事が起こっています。県内の隣保館だけでなく鳥取県の隣保館の所在地も地図上に表示するなど全国的に広がっています。東近江市行政の2008年6月市議会での『具体的な不利益が生じていない』という答弁がいかに関与しているかわかりません。

【愛荘町議会が『同和地区問い合わせ差別事件の真の解決に向けての決議』を採択】

東近江市行政による同和地区問い合わせは本人に差別する意図がないから差別事件でないとする見解が公表されてから私たちはこの事件の真の解決に向けて様々な取り組みを進めてきました。3月25日には愛荘町ハーティーセンター秦荘で今回の差別問い合わせ事件の真相報告集会を開催しました。報告集会では北口末広・近畿大学教授が『東近江市の見解書は私の著書『人権の時代をひらくー創造へのヒントー』から引用して書かれているが本を書いた私が今回の同和地区問い合わせは差別であると判断している』と東近江市行

政の見解の間違いを指摘されました。

このような状況の中で愛荘町議会は2008年9月議会で『同和地区問い合わせ差別事件の真の解決に向けての決議』を採択しました。

また、県内の各種団体からも東近江市行政の見解やそれに基づく一連の行動に対する批判の声が上がってきています。

【新市長の誕生と解決に向けた動き】

2009年2月に実施された東近江市長選挙において中村市長は引退し新たに西沢久夫市長が誕生しました。西沢市長は3月議会で『同和地区差別問い合わせ事件』についての見解を求められ『差別事件として認識している』『関係行政機関とテーブルについて解決に向けて取り組んでいく』と答弁を行いました。

その後、東近江市長も出席して県・愛荘町など関係行政・機関団体との懇談会を2009年5月15日に開催しました。この懇談会で①県・東近江市・愛荘町・県人権センターによる問い合わせ男性に対する再度の聞き取り調査を行うこと、②再聞き取り調査を踏まえて再度、各行政・機関団体から見解書を再提出する事、③見解書が再提出された後あらためて報告学習会を開催すること、を確認しました。

また、西沢市長は6月定例議会で『名前も名乗らず何の必要性もなく、同和地区を問い合わせるという行為は、差別の疑いを持たざるを得ないと思っている。また、名前を聞かれたときに自分も同和地区だと応え、さらに同和地区の方の住所や名前を騙っています。これは、明らかに差別であると思います。これが差別でないというなら、どんなことを問い合わせても許される事になる。そんなことはあってはならない。また、問い合わせられた方も悪かったと反省していることから一日も早い解決を図っていく』と今回の同和地区問い合わせは差別であるという市長としての見解をあきらかにしました。

【再聞き取りで明らかになったこと】

5月15日の関係行政機関・団体との懇談会を踏まえて6月17日、同和地区問い合わせをおこなった男性宅で東近江市・愛荘町・県・県人権センターの4者で再聞き取りを行いました。本人の病気の関係で短時間の聞き取りとなりましたが、次のことを明らかにする事が出来ました。

〔1〕『同和地区を問い合わせたこと』『同和地区を騙ったこと』について差別的行為であると考えている。

〔2〕同和地区については小学校の3年か4年のときに、田んぼのあぜ道を帰ってきた時に当時60歳ぐらいのおじさん同士が『あつ怖い怖いあれもあれや』というような会話を聞いた。家に帰って父親に『これってなんや』と聞いたら同和のことやと教えてくれた。

〔3〕若いときにバイクでツーリングにいったとき『人に囲まれて「わしら同和のもんや」と言われた。このような体験を何回か経験した。これらの経験をとおして同和地区は怖いという意識が出来た』

〔4〕身の回りにおいても、市営住宅から引っ越しした人をさして『怖いところ（同和地

区)へ、いかはった。』と耳打ちしてくる人が今もいる。

〔5〕スーパーへ買い物にいくとき、同和地区を通っていけば近いのに、わざわざ遠回りをしていく人がいる。これは、同和地区で交通事故でも起こしたら大変な事になると思っているからだ。

〔6〕企業に勤務していた経験から企業内同和研修では『会社は同和地区というのを研修で教える。知らん人まで会社でやる研修で(同和問題)を知る。今まで全然知らなかった人が(部落差別に)目覚める。』と企業内同和研修に対するマイナスイメージを持っている。

〔7〕八日市公共職業安定所の外での『会話』についても聞こうと思って聞いていたのではなくあまり詳しい内容は覚えていない。ただ、『〇〇の〇〇』『愛知川の〇〇おまえ怖い』という部落問題にかかわった内容については断片的に記憶していた。会話をしていた人が同和地区かどうかは知らない。

〔8〕滋賀県が制作してテレビで放映していた啓発スポットを見て『問い合わせ電話』をかけたと言っていたが、本人が記憶している内容は2年前のものであった。また、『電話』をかけた直前の時間帯には放映していないこと。このことから啓発スポットを見て『電話』をかけたという事は事実と異なること。

〔9〕同和地区名と人の名前を騙ったことについては、『これはえらいことを聞いたなと思って、何十年前のこと(八日市職安の外での会話)を思い出してとっさに自分をかばうために騙った』と明らかになった。

〔10〕旧愛知川町の同和地区は知らないと言っていたが、愛知川町の〇〇地区については『〇〇はあの辺やろうと人から聞いていました』と愛知川町の同和地区についても知っていることが明らかになりました。

【東近江市行政の取り組みの再検証で明らかになったこと】

〔1〕問い合わせ事件が発生した直後に東近江市行政が独自に聞き取り調査をおこなったさい『同和地区の問い合わせが身元調査につながったり、他に悪用される恐れがあったり、本人に差別するつもりがなくても、不必要な情報を知ること、知らないうちに差別につながる恐れがある』という認識を持って問い合わせを行った男性に対して職員が啓発指導していたことが明らかになりました。〔2007年8月28日、第4回聞き取り調査報告書〕

〔2〕東近江市も出席した第1回対策会議〔2007年9月21日〕の直後に『同和利権の真相』の著者で元京都民法の記者である寺園淳史を講師に東近江市人権施策推進本部員・幹事合同研修会〔2007年10月4日〕を開催。さらに第2回対策会議〔2007年12月26日〕の直前に岐阜県人権擁護委員の藤田敬一〔『同和はこわい考』著者〕を講師に隣保館運営推進協議会人権研修会〔2007年12月20日〕を開催していたことが判明。

これら2人の講師は部落解放同盟の行う確認会・糾弾会を否定し部落解放運動に対しても否定的見解を持っています。

このことから東近江市行政が見解書を提出する〔2008年2月15日〕前から『部

落解放同盟と一線を画する』、そのためには『同和地区問い合わせは差別ではない』という構図ができあがっていたこと。そのために、聞き取り調査を行った職員の報告を無視し『差別する意図がなければ差別ではない』という見解書が作成されたと推測されます。

【最後に】

西沢久夫新市長が誕生して『同和地区問い合わせ』『同和地区名や名前を騙ること』は差別であるとして、今日までの東近江市の取り組みの再検証や県・愛荘町をはじめとした関係機関団体と協議を進めてきました。

このような中で、先に報告したように『本人に差別するつもりがなくても同和地区を問い合わせることは差別につながる恐れがある』という職員の『当たり前』の視点を無視し『同和利権の真相』や『同和はこわい考』の著者を講師に招いて人権施策推進本部会などの研修会を実施していることが判明しました。

東近江市行政の見解は『結論先にありき』という前提のもと聞き取り調査で明らかになった事実をねじ曲げて『差別する意図がないから差別ではない』『同和地区を騙ることは本人のモラルの問題』という見解が作成されたと考えられます。

このような東近江市行政の偏った行政姿勢によって今回の同和地区問い合わせ差別事件の解決を長期化させると共に今日までの取り組みや啓発の効果を後退することに繋がりました。その意味からも今日までの東近江市における同和行政・人権行政の再検証を行い新たな同和行政・人権行政の確立が求められています。

今回提出された新たな見解書はその第一歩です。この見解書に基づいて改めて今回の同和地区問い合わせが差別なのか。今日における部落差別の現実を市民に知らせる取り組みが求められています。同時に、行政の内部検証を踏まえて『同和対策審議会答申』の指摘にある『総合行政』としての同和行政・人権行政を確立するための取り組みもまた重要な課題です。

私たちは、今回の取り組みを通して東近江市行政・市民をはじめ関係機関・団体とのパートナーシップをさらに深め同和問題をはじめあらゆる差別の撤廃に向けて取り組んでいきます。

東近江市民による電話での愛荘町への同和地区 問い合わせ差別事件の問題点と今後の課題

2010年2月2日
近畿大学教授 北口 末広

1、変化・発展する差別基準・人権基準

- (1) 差別とは何か？
- (2) 差別の基準は？（「差別はいけない」とはどういうことか）
 - ①変化する差別基準、人権基準
- (3) システム（評価の基準）—意識・感覚—関係性
 - ①後遺障害別等級表の基準
 - ②システム→行為→態度→意識
 - ③気づき→態度形成→行動変容→（システムへの）提言能力
 - ④マーサスバインヤード島の事例
- (4) 差別・被差別の関係性を変えるとは

2、問い合わせ差別事件の問題点

- (1) 差別行為者の問題点
- (2) 対応した行政機関の問題点
 - ①差別事件の判断基準の問題点
 - ②差別事件を起せば真摯に反省し、再発防止の取り組みを
 - ・差別事件の事実確認
 - ・差別性・問題点の整理
 - ・事件発生の背景・原因の分析
 - ・分析に基づく課題設定
 - ・課題の政策化と実践
 - ③組織は問題を起こしたことよりもその問題にどう対応したかが重要

3、土地差別調査事件から考える

- (1) 関与していた業界
 - ①マーケティングリサーチ会社
 - ②広告代理店

- ③ディベロッパー（開発業者）
- ④間接的にはマンション購入予定者（エンドユーザー）
- （２）土地差別調査報告書（「立地特性」などの項目）の記述
 - ①「指定地域」「解放会館などが目立ち敬遠されるエリア」
 - ②「地域の名前だけで敬遠する人が多い」
 - ③「地域下位地域」「不人気地域」「低位エリア」など
 - ④「一部問題がある地域（〇〇一～二丁目）」
 - ⑤同和地区の地名を上げ「具体的には〇〇町で、旧〇〇部落があり」
「解放会館などアイテムも揃っている」
 - ⑥「要注意地区」
 - ⑦「率直に同和問題に関わってくる地域」
 - ⑧「特殊な地域性」
 - ⑨「・・・半島系住民が多い」「地域イメージが低い」「学校評価最も低い」

4、土地差別調査事件の差別性・問題点

- （１）差別性・問題点
 - ①リサーチ会社が一定の地域を差別視し、差別的呼称で明記している点
 - ②広告代理店やディベロッパーが無批判に受け取り差別を助長している点
 - ③問題提起がなければ自浄作用ができなかった点
 - ④公共性の高い業界である広告代理店が中心に関わっていた点
 - ・大手メディア企業の一〇〇％子会社である広告代理店も関与
 - ・公共性の強い企業において部落問題が十分に認識されていなかった点
 - ⑤業界団体や監督官庁が是正できなかった点
 - ⑥エンドユーザーの差別的要望に業界が無批判に同調した点
 - ⑦問題点・差別性をもつ差別営業行為を通じて土地差別を助長した点

5、土地差別調査事件の背景—これまでの事例と意識調査

- （１）大手マンション建設・販売会社による差別調査事件
- （２）建設・不動産会社による差別問い合わせ事件
- （３）校区編成に関わる差別事件
- （４）その他不動産に関わる差別事件
- （５）各種意識調査が示す被差別部落への忌避意識
 - ①２０００年５月の「大阪府民人権意識調査」結果が示すもの
 - ②宅建業者に対する調査結果が示すもの
- （６）差別意識と土地価格
 - ①教育、地域、階層のトライアングルと差別意識

- ②差別意識が経済に端的に現れるのが土地価格
- ③土地差別調査事件は部落差別の根幹に関わる差別事件

6、差別事件や人権相談をふまえて

- (1) 実態把握機能
 - ①具体的な相談・差別事件から社会の矛盾が明らかに
 - ②実態調査や意識調査の項目や分析視点も提供
 - ③差別事件・人権相談は最も新しい差別の現実であり、生のデータ
 - ④人権相談は実態把握の最前線
- (2) 解決・救済方策提示機能
 - ①具体的な解決方法を示すケース・スタディー
 - ②多様な相談事例が多様な解決方策を提示
- (3) 分析・政策提言機能
 - ①原因・背景を正確に捉える
 - ②問題点や背景の分析
 - ③相談内容からの的確で強力な政策提言
- (4) 課題設定機能
 - ①行政機関や市民団体等の課題を示す
 - ②方針・課題は現実から与えられる
- (5) 情報発信機能
 - ①具体的な事例で問題提起・世論喚起
 - ②知られない人権侵害は解決されない
- (6) 立法事実提示機能
 - ①法律の必要性を根拠付ける社会的事実を提示

7、部落差別意識の主要な存続要因と克服のための課題

- (1) 社会システム
 - ①社会システムの改革を
- (2) 世間に対する同調行動
 - ①同調せずに正否を判断して
 - ②啓発・説得する技術を
- (3) 利害に関わると一差別側になる
 - ①マイナスになっても差別しない教育を
 - ②差別する側に回ればマイナスになるシステムを
- (4) 不当な一般化
 - ①事実→固定観念・予断→偏見・否定的決め付け→差別

参考資料①

自身に差別意識、あるいは偏見があると思う。どのようにして持つようになったか、はっきり分からないけど、いつの間にか、人をバカにして笑ったり、嫌いな子の悪口を言ったりしていたように思う。それは、小学校の低学年、もしかすると保育園の頃から始まっていたように思う。他人を見下したり、人より優越感を味わったりしていたのだと思う。私は小学校4年の時に奈良県に引っ越しました。それまでは、愛知県にいましたが、そこでは部落問題はおろか、「差別」という言葉さえ教えられず、奈良に行って、初めて人権学習というものを知りました。具体的な差別事件の例をはじめとして、数多くの部落差別の実態を知りました。それまで、同和地区というものがあることさえ知らなかった私は、人権学習にすごく興味を持ち、家に帰って両親に学校で習ったことをよく話しました。母は大阪の人なのでそういうことは知っていましたが、父は名古屋の人で、やはり父も知りませんでした。愛知県には、同和地区がないのですか。それで、あまりそういう問題に取り組まないでいるのでしょうか？

部落問題を学んで、3年くらい後、私が中学1年の時、いとこのお姉さんが、お見合いをしました。相手の人は高学歴、高身長、見た目も良いのに、30歳を過ぎていました。いとこの母である私のおばは、こんなにいい人が今まで独身でいるなんてと不思議に思って、もしかしてとあって、興信所に頼んで調べてもらおうと同和地区出身者だったらしいのです。そして、そのお見合いは断ったそうです。その時、その話を母から聞いて、内心、ほっとしている自分に気づきました。差別してはいけないことは分かっているけど、もし、いとこがそのまま結婚して、自分も同和地区の親戚がいるということで結婚差別を受けるようになったらイヤだという気持ちがありました。今の世の中、みんな差別がいけないことは分かっているけど、絶対、いざとなったら差別されるんじゃないかと思っています。そして、自分もしてしまうと思っています。表面にはでないけど、心の裏にたくさんある差別心を少しでもなくせるよう努力したいと思っています。

参考資料②

一つの事例・事件・相談を掘り下げる重要性

問題解決のためにはネットワーク的発想が求められるとともに、問題になっている事柄をどこまで深く掘り下げることができるかにかかっている。一つの事例・事件・相談は多くのことを物語る。事件を通じて歴史は変わるといわれるように多くの事件や相談は時代を映す鏡であり、人間社会の営みである歴史を反映している。

一つの相談が途方もなく大きな背景を持つこともあり、一つの事件が世の中を大きく変えることもある。多くの事例・事件・相談は国際社会と結びついていることも少なくない。一つの事件が国際人権諸条約と関連し、一つの相談が国際機関の機能と結びついていることすら存在する。一つの事例・事件・相談から社会の矛盾や問題点を発見する能力は多くの分野の専門家に求められる能力でもある。事例・事件・相談への分析力が問題の本質に迫れるかどうかの鍵である。深い分析力が取り組みに深みを持たせ、問題解決の政策立案にも反映し、構造的な問題に迫れるかどうかにも直結する。

一つの相談から社会の多くの矛盾が見えることも少なくない。事件や相談は海面上に少しだけ姿をあらわす流氷のようなもので多くの見えない部分を持つ。現実の事件や相談は、流氷以上に表面に出ている部分が少なく、多種多様な社会的・歴史的背景を持つ。

それらの事件や相談として現れる社会現象の背景を追求する力が、事件や相談の根源的解決の度合いを決定付ける。

北口末広 プロフィール

近畿大学教授

1956年大阪市生まれ

京都大学大学院修了（法学研究科修士課程）国際法専攻

現在、 大阪府同和問題解決推進審議会委員

大阪府人権教育推進懇話会委員

（財）アジア・太平洋人権情報センター評議員

（財）大阪国際平和センター運営協力懇談会委員

（財）解放教育研究所理事

（財）大阪市教育振興公社理事

（社福）リベルタ理事長

ニューメディア人権機構理事

NPO多民族共生人権教育センター理事 他

編著書 「入門部落問題一問一答（1）」日本語版・英語版（単著）

「人権社会のシステムを」（人権ブックレット55）（単著）

「人権の時代をひらくー改革へのヒント」（単著）

「人権の時代をひらくー創造へのヒント」（単著）

「人権相談ハンドブックー暮らしに役立つQ&A」（共著）

「変革の時代ー人権システム創造のために」（単著）

「人権相談テキストブック」（共著）

「必携エセ同和行為にどう対応するか」（共著）

「格差拡大の時代ー部落差別をなくすために」（単著）

「ゆがむメディアー政治・人権報道を考える」（単著）